

■ 臨床美術士に関する資格規定

日本臨床美術協会「臨床美術士」資格認定規定

- 第 1 条 本協会「臨床美術士」の資格認定は、本規定に基づいて行う。
- 第 2 条 資格審査は臨床美術士として必要な知識、技能、資質等を有しているかどうかについて行う。
- 第 3 条 資格認定を申請する者は、次の各項すべてに該当しなければならない。
1. 協会の資格認定会員である者。
 2. 協会が認定する指定校の臨床美術士養成講座、臨床美術講座を修了している者。
 3. 指定校の臨床美術士養成講座の修了書の発行日又は当協会が認める大学機関等における臨床美術講座の単位の取得日から 3 年を経過していない者。
- 第 4 条 資格認定を申請しようとする者は、申請書と審査料を添えて資格認定委員会宛に申請する。
- 第 5 条 資格認定の審査は各級、次の通りとする。
- 1 級 原則として年 1 回、申請を受け付ける。
 - 2 級 原則として年 2 回、申請を受け付ける。
 - 3 級 原則として年 2 回、申請を受け付ける。
 - 4 級 養成講座終了後、随時申請を受け付ける。
 - 5 級 養成講座終了後、随時申請を受け付ける。
- 第 6 条 資格審査は各級、次の通りとする。
- 1 級 ・一次審査:書類審査(業績書、論文、オリジナルプログラムオリジナル作品)
・二次審査:面接、現場審査
 - 2 級 書類審査(活動業績リスト) 論文審査 作品審査
オリジナルアートプログラム、および参考作品審査 面接審査
 - 3 級 臨床美術実施報告書審査 面接審査
 - 4 級 小論文審査 課題作品審査
 - 5 級 書類審査

第 7 条 資格審査は、前条の各審査に基づき資格認定委員会の判定をもとに当協会において認定の判断をする。

第 8 条 資格取得については、常任理事会の推挙をうけ資格認定委員会によって資格認定される場合もある。

第 9 条 資格認定試験料は次の通りとする。(税別)

1級 150,000円 4級 45,000円

2級 100,000円 5級 20,000円

3級 100,000円

第 10 条 認定を受けた者は、協会臨床美術士名簿に登録される。登録された者には認定証を交付する。資格の有効期限は5年(休会の期間を除く)とし、更新規則細則に定める手続きを経て更新することができる。

- 附 則
1. 本規定は2011年4月1日より発効する。
 2. 本規定の改正は常任理事会の議を経て、理事会の認定を得るものとする。
 3. 本規定は2013年10月1日より施行する。
 4. 本規定は2016年5月22日より施行する。
 5. 本規定は2019年3月29日より施行する。

日本臨床美術協会「臨床美術士」資格更新規則

- 第 1 条 本別項は日本臨床美術協会(以下「協会」という)の制定する臨床美術士資格認定規定第10条によりこれを定める。
- 第 2 条 臨床美術士は、その資格認定を得た後も協会の資格認定会員の地位にあることを必要とし、単位の取得も資格認定会員に限る。
- 第 3 条 臨床美術士はその資格認定を得た年度より5年目の更新申請日までに認定級の必要単位以上を取得していなければならない。更新申請日までに必要な単位の詳細については別途細則において定める。
- *ただし、休会届を提出したものは、休会の期間を除くものとする。
- 第 4 条 臨床美術士は第3条に定める期間の経過後も引き続き5年ごとの期間に第2条および第3条に定める内容と同様の単位を取得していなければならない。
- 第 5 条
1. 協会が別に定める書式により、臨床美術士は第3条または第4条に定める内容に沿って定められた期日までに所定の手続きを行うものとする。添付書類として別途定める細則に規定された証明書の現物またはコピーを必要とする。
 2. 第3条による単位が特別な事情により不足する場合は、猶予申請をすることができる。
 3. 定められた期日までに資格更新のため所定の手続きが行われない場合は、資格を放棄したものとみなされる。
- 第 6 条 資格更新については、当協会の資格更新通知をもって更新がされたものとする。
- 第 7 条 この別項の改廃は、資格認定委員会の議決を経て、協会理事会において、出席者の過半数により議決される。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 附 則
1. この別項は2011年4月1日より施行する。
 2. この規則は2012年5月26日より施行する
 3. この別項は2016年5月22日より施行する。
 4. この別項は 2024年4月1日より施行する

日本臨床美術協会「臨床美術士」資格更新細則

第 1 条 本細則は、日本臨床美術協会（以下「協会」という）の制定する臨床美術士資格認定規定ならびに臨床美術士資格更新規則第3条によりこれを定める。

第 2 条 臨床美術士資格更新規則第3条でいう必要単位は次の通りとする。

臨床美術士 認定級	5級	4級	3級	2級
必要単位	20単位	40単位	60単位	80単位

第 3 条 臨床美術士資格更新規則において取得できる単位は、日本臨床美術協会が別に定める「臨床美術士資格更新制度単位一覧」によるものとする。

なお、当該一覧における単位項目の追加、削除又は変更については、日本臨床美術協会資格認定委員会で審議決定し理事会に報告するものとする。

附 則 1. この細則は、2026年5月25日から施行する。

日本臨床美術協会「臨床美術士」資格更新猶予規定

- 第 1 条 この規定は日本臨床美術協会臨床美術士資格更新規則第5条に基づき資格更新の猶予について定める。
- 第 2 条 猶予の対象は次の2つに分ける。
1. 期間中に申請したが単位不足の場合。
 2. 長期療養、家族の介護、妊娠、出産、育児期間中、研究、海外留学など、やむを得ない事情により申請が不可能な場合。
- ＊猶予は1更新期間に1回限り認められる。
- 第 3 条 単位不足、書類不備の場合は、次のように措置する。
1. 申請猶予を認める。
 2. 猶予期間は次回更新までの5年間とする。
 3. 猶予期間中は協会の資格認定会員として継続している場合は、臨床美術士を呼称することができる。
 4. 猶予期間中の不足単位数を次の5年間に加算して申請することができる。
- 第 4 条 長期療養、家族の介護、妊娠、出産、育児期間中、研究、海外留学など、やむを得ない事情により申請が不可能な場合は次のように措置する。
1. 更新手続き期間中に更新申請書に理由を記載し、資格認定委員会あてに提出をする。
 2. 猶予期間は次回更新までの5年間とする。
 3. 猶予期間中は協会の資格認定会員として継続している場合は、臨床美術士を呼称することができる。
 4. 猶予期間中の不足単位数を次の5年間に加算して申請することができる。
 5. 猶予期間を過ぎ、更新申請提出のない場合は、臨床美術士の資格を失う。
- 第 5 条 臨床美術士資格を失った者が、資格の再取得を希望する場合は、改めて資格申請をしなければならない。
- 附 則 本規定は2011年4月11日より発効する。本規定の改正は常任理事会の議を経て、理事会の認定を得るものとする。